



石運輸第1129号の2  
石運整第562号の2  
平成26年2月18日

自動車運送事業者 代表者 殿

北陸信越運輸局石川運輸支局長

「一般旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表の基準  
について」の一部改正について

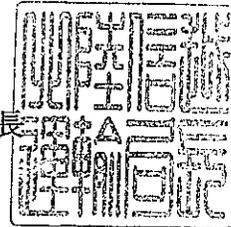
標記について、北陸信越運輸局長から別紙のとおり通達があったので了知願います。



北信交旅第778号  
北信交監第239号  
北信技保第112号  
平成26年1月27日

石川運輸支局長 殿

北陸信越運輸局長



「一般旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表の基準  
について」の一部改正について

標記について、自動車局長から別紙（平成26年1月24日付け国自  
安第251号、国自旅第417号、国自整第295号）のとおり通達が  
あったので、遺漏のないよう取り扱うとともに、関係者に対して周知さ  
れたい。



国自安第 251 号  
国自旅第 417 号  
国自整第 295 号  
平成 26 年 1 月 24 日

北陸信越運輸局長 殿

自動車局長

「一般旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表の  
基準について」の一部改正について

特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 83 号）の施行に伴い、「一般旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表の基準について」（平成 14 年 1 月 17 日 国自総第 415 号、国自旅第 140 号、国自整第 138 号）の一部を別添新旧対照表のとおり改正したので、遺漏なきよう取り計らわれない。

「一般旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表の基準について」  
(平成14年1月17日国自総第415号・国自旅第140号・国自整第138号) 新旧対照表

| 新  | 旧   |
|--|---|
| <p>各地方運輸局長 殿<br/>沖繩総合事務局長 殿</p> <p>国自総第415号<br/>国自旅第140号<br/>国自整第138号<br/>平成19年1月17日<br/>平成20年1月28日<br/>平成22年1月25日<br/>平成26年1月24日</p> <p>一部改正<br/>一部改正<br/>一部改正<br/>一部改正</p>   | <p>各地方運輸局長 殿<br/>沖繩総合事務局長 殿</p> <p>国自総第415号<br/>国自旅第140号<br/>国自整第138号<br/>平成19年1月17日<br/>平成20年1月28日<br/>平成22年1月25日<br/>平成26年1月24日</p> <p>一部改正<br/>一部改正<br/>一部改正<br/>一部改正</p>  |
| <p>一般旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表の基準について</p> <p>一般旅客自動車運送事業者の法令違反について、道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第27条第2項及び第31条の規定に基づく命令、法第40条、タクシ―業務適正化特別措置法第52条第1項及び特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業者の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号。以下「タクシ―適正化・活性化法」という。）の規定に基づく許可の取消し等の行政処分等を受けた事業者名及び処分内容等を公表するとともに、事業者の健全な発達及び輸送の安全確保に資するため、当該公表について周知徹底するとともに、今後この基準に従い公表を行うこととされたい。</p> | <p>一般旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表の基準について</p> <p>一般旅客自動車運送事業者の法令違反について、道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第27条第2項及び第31条の規定に基づく命令、法第40条及びタクシ―業務適正化特別措置法第52条第1項の規定に基づく許可の取消し等の行政処分等を受けた事業者名及び処分内容等を公表するとともに、利用者等による事業者の選択を可能とし利用者保護にとともに、事業者の健全な発達及び輸送の安全確保に資するため、当該公表について周知徹底するとともに、今後この基準に従い公表を行うこととされたい。</p> |
| <p>自動車交通局長</p>   | <p>自動車交通局長</p>  |
| <p>記</p> <p>1 行政処分等の公表は、地方運輸局及び沖繩総合事務局（以下「各運輸局等」という。）単位で実施するとともに、自動車局において全国分を実施するものとする。</p>  | <p>記</p> <p>1 行政処分等の公表は、地方運輸局及び沖繩総合事務局（以下「各運輸局等」という。）単位で実施するとともに、自動車交通局において全国分を実施するものとする。</p>   |

2 行政処分等の公表範囲は、次のとおりとする。  
 (1) 文書による警告を受けた一般旅客自動車運送事業者  
 (2) 自動車その他の輸送施設の使用の停止（以下「自動車等の使用停止」という。）処分を受けた一般旅客自動車運送事業者  
 (3) 事業の停止処分を受けた一般旅客自動車運送事業者  
 (4) 許可の取消し処分を受けた一般旅客自動車運送事業者  
 (5) 法第27条第3項の命令を受けた一般旅客自動車運送事業者  
 (6) 法第31条第1項の命令を受けた一般旅客自動車運送事業者  
 (7) タクシードライバーの適正化・活性化法第17条の2の命令を受けた一般乗用旅客自動車運送事業者

3 行政処分等の公表内容は、次のとおりとする。  
 (1) 行政処分等の年月日  
 (2) 事業者の氏名又は名称（複数の営業所がある場合は当該行政処分等に係る営業所の名称を含む。）  
 (3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地（番地まで。ただし、個人タクシー事業者にあつては、市区町村までとする。）  
 (4) 行政処分等の内容  
 (5) 主な違反事項  
 (6) 監査実施の端緒及び違反行為の概要  
 (7) 当該行政処分により当該営業所に付された違反点数及び当該事業者の累積点数

4 行政処分等の公表の時期及び方法は次のとおりとする。  
 (1) 各運輸局等は、2に該当することとなった一般旅客自動車運送事業者について、その都度、報道機関等へ3の内容を記載した資料を提供するとともに、局報及びホームページに掲載するものとする。ただし、局報及びホームページへの掲載については、1か月分を取りまとめて行うことができる。  
 (2) 自動車局は、毎月、その前月に2に該当することとなった一般旅客自動車運送事業者について、3の内容をホームページで公表するものとする。また、各運輸局等においても、これらの情報を自動車局のホームページからリンクして公表するものとする。  
 (3) ホームページの掲載は、掲載を行った月から3年間継続して行うものとする。

5 各運輸局等は、各年度、その前年度に行政処分等を受けた会社数、行政処分等の内容ごとの件数を報道資料及びホームページで公表するほか、3月ごとに違反点数が20点を超えた事業者について、事業者名、累積点数及び主な違反行為を報道資料並びに局報及びホームページで公表するものとする。  
 6 自動車局は、6月ごとに、違反点数が20点を超えた事業者について、管轄区域別に、累積点数ごとの事業者数を報道資料及びホームページで公表するものとする。

2 行政処分等の公表範囲は、次のとおりとする。  
 (1) 文書による警告を受けた一般旅客自動車運送事業者  
 (2) 自動車その他の輸送施設の使用の停止（以下「自動車等の使用停止」という。）処分を受けた一般旅客自動車運送事業者  
 (3) 事業の停止処分を受けた一般旅客自動車運送事業者  
 (4) 許可の取消し処分を受けた一般旅客自動車運送事業者  
 (5) 法第27条第2項の命令を受けた一般旅客自動車運送事業者  
 (6) 法第31条第1項の命令を受けた一般旅客自動車運送事業者

3 行政処分等の公表内容は、次のとおりとする。  
 (1) 行政処分等の年月日  
 (2) 事業者の氏名又は名称（複数の営業所がある場合は当該行政処分等に係る営業所の名称を含む。）  
 (3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地（番地まで。ただし、個人タクシー事業者にあつては、市区町村までとする。）  
 (4) 行政処分等の内容  
 (5) 主な違反事項  
 (6) 監査実施の端緒及び違反行為の概要  
 (7) 当該行政処分により当該営業所に付された違反点数及び当該事業者の累積点数

4 行政処分等の公表の時期及び方法は次のとおりとする。  
 (1) 各運輸局等は、2に該当することとなった一般旅客自動車運送事業者について、その都度、報道機関等へ3の内容を記載した資料を提供するとともに、局報及びホームページに掲載するものとする。ただし、局報及びホームページへの掲載については、1か月分を取りまとめて行うことができる。  
 (2) 自動車交通局は、毎月、その前月に2に該当することとなった一般旅客自動車運送事業者について、3の内容をホームページで公表するものとする。また、各運輸局等においても、これらの情報を自動車交通局のホームページからリンクして公表するものとする。  
 (3) ホームページの掲載は、掲載を行った月から3年間継続して行うものとする。

5 各運輸局等は、各年度、その前年度に行政処分等を受けた会社数、行政処分等の内容ごとの件数を報道資料及びホームページで公表するほか、3月ごとに違反点数が20点を超えた事業者について、事業者名、累積点数及び主な違反行為を報道資料並びに局報及びホームページで公表するものとする。  
 6 自動車交通局は、6月ごとに、違反点数が20点を超えた事業者について、管轄区域別に、累積点数ごとの事業者数を報道資料及びホームページで公表するものとする。

7 各運輸局等は、地域の実情に応じ、優良事業者等について表彰を行うことができるものとする。

附則(平成14年1月17日 国自総第415号、国自旅第140号、国自整第138号)

1. この基準は、平成14年2月1日から実施するものとする。
2. 平成13年度末において行われた行政処分等に係る5. の公表については、平成14年度末において平成14年度分の公表と併せて行うものとする。

附則(平成19年6月28日 国自総第136号、国自旅第76号、国自整第50号)

この基準は、平成19年6月28日から実施するものとする。

附則(平成20年12月22日 国自安第86号、国自旅第290号、国自整第106号)

この基準は、平成20年12月22日から実施するものとする。

附則(平成22年12月15日国自安第94号、国自旅第149号、国自整第89号)

この基準は、平成23年4月1日から実施するものとする。

附則(平成26年1月24日国自安第251号、国自旅第417号、国自整第295号)

この基準は、平成26年1月27日から実施するものとする。

7 各運輸局等は、地域の実情に応じ、優良事業者等について表彰を行うことができるものとする。

附則(平成14年1月17日 国自総第415号、国自旅第140号、国自整第138号)

1. この基準は、平成14年2月1日から実施するものとする。
2. 平成13年度末において行われた行政処分等に係る5. の公表については、平成14年度末において平成14年度分の公表と併せて行うものとする。

附則(平成19年6月28日 国自総第136号、国自旅第76号、国自整第50号)

この基準は、平成19年6月28日から実施するものとする。

附則(平成20年12月22日 国自安第86号、国自旅第290号、国自整第106号)

この基準は、平成20年12月22日から実施するものとする。

附則(平成22年12月15日国自安第94号、国自旅第149号、国自整第89号)

この基準は、平成23年4月1日から実施するものとする。